

◆11番（下市香乃美君） 傍聴席の皆さん、市政に関心をお持ちいただきましてありがとうございます。今議会の個人質問も、いよいよ私が最後、36人目となりました。有終の美となるよう努めますので、どうか皆さんよろしくお願いいたします。

まず、自治基本条例の策定に向けてお尋ねいたします。

2000年の地方分権法改革によって、自治体が住民に対して地域の総合行政を進めていかなければならないことが改めて確認されました。未曾有の財政問題、学力低下、少子化に伴う地域・日本国全体の長期的衰退過程の進行等厳しい社会経済情勢の中、自治体に課された任務は重いものがあります。自治体がしなければならないことも数多いのです。

そのために、自治体政策の大綱としてすぐ思いつく事柄としては、基本構想やこれを具体化するような総合的諸計画の策定と計画に基づく行政執行があります。こうした仕事の進め方はもちろん大切ですが、その前提として、それによって実現する住民の尊厳、人権、権利——住民の福祉の内容と、そのためのシステムを明らかにすることが必要なのです。

そこで自治体の組織運営、活動に関して、さきに述べた事項にかかわる基本的な事項を定めた条例を定め、これを頂点に、まずはその地域の自治立法——条例や規則等を体系的、総合的に編成し直すことが求められていると考えます。このような内容を持つ条例のことを自治基本条例というわけです。

さて、本年2月の、自治基本条例の制定を目指すときと考えるがどうかという私の質問に対して、総務局長は、まちづくり条例の制定過程において、市民の意見を反映させるべき措置を事実上講じてきた、議員の意見も政策形成過程における市民参画の一つであると答弁され、市民参画のみを焦点としています。自治基本条例の中身はさきに説明したとおりであり、説明不足ではないかと考えます。また、今後の検討課題であるとの御認識でしたので、改めて自治基本条例制定についての御見解をお聞かせください。

次に、地方行財政調査資料——平成16年5月18日発行——の「都市の自治基本条例に関する調べ」において岡山市は、全般的な条例を自治基本条例として、くらしやすい福祉のまちづくり条例を挙げられています。では、この条例の制定後、見直しになったものは何でしょうか。

総合政策審議会は、本市の政策的な方針等について調査、審議するために設置されています。その責務と役割について御説明ください。また、人選に当たっての基準について御説明ください。

平成12年3月22日に岡山市情報公開条例が改正されました。この間、市民と議会と行政の間の情報共有はどのように進んだのでしょうか、御所見をお聞かせください。

さて次に、自然環境保護と産廃処分場についてお尋ねいたします。

昨年御津町、灘崎町との合併で約660平方キロメートル、そして来年の建部町、瀬戸町との合併でさらに市域が広がり、約790平方キロメートルとなります。この合併により山や川などの自然環境の割合が飛躍的に拡大します。この広大な自然のどこを、どのように守っていくのでしょうか。自然環境保護についての基本的な考え方を示してください。

豊かな自然を生かすことは重要な視点と市長は答弁しています。岡山みらい会議の、8つの都市づくりの視点のどこに入るのでしょうか、お答えください。

御案内のように、ことしの調査でオオタカの営巣が御津地区で見つかりました。御津オオタカ保護対策検討委員会は、総合政策審議会の専門委員会として設置されます。

この委員の人選の基準についてお示しください。この検討委員会に諮問する内容について御説明ください。検討委員会の最終報告書はいつ出されるのでしょうか。

環境局長は、専門委員会での検討結果等を踏まえ、この地域全体の良好な自然環境を保全していくための方策を考えたいと答弁しています。

また、確認されていたオオタカのひなが何らかの理由でいなくなり、子育てが中断されていたことがわかりました。開発行為が始まるとオオタカの調査はできなくなりますし、環境省の指針ではオオタカの調査は2年間必要とされています。少なくとも、オオタカの調査、専門委員会の最終報告書は、産廃施設設置許可の前に完了する予定でしょうか、お尋ねします。

自然環境を保全していくための方策は、開発行為と相入れないことも考えられます。産廃処分場の建設に際して、環境保全条例に基づきどのような環境配慮の指導が考えられるのでしょうか。

県立自然公園への編入についてどのような方法をお考えですか。すぐ近くには吉備清流県立自然公園もあります。岡山県との協議の現状を御説明ください。

開発予定地周辺には数本の断層と、その東側に活断層である天満・勝尾断層が確認されています。政府の地震調査委員会は16年4月に、今後30年以内に南海地震の起きる確率を約47%と公表しています。この地にできる産廃処分場に与える影響をどのようにお考えでしょうか。

産廃処分場建設予定地の近くに、この地域の上水道の水源である紙工水源があります。紙工水源は、井戸により地下水をくみ上げています。汚染物質が混入した場合の対策について御説明ください。

また、断層の存在から、地震時の対策についても御説明ください。

9月12日の新聞報道で、産業廃棄物処理施設設置計画について、御津支所で市産廃条例に基づく告示縦覧を開始したとの報道がありました。8月29日には、地元住民団体代表の市長への陳情があり、住民1,000人以上の署名が添えられた反対の要望書を市長は受け取っています。

地元の理解は得られていないのに、地元説明は終了したと判断されたのでしょうか。

10月12日まで告示縦覧を行った後、意見書の提出を2週間受け付け、業者側の見解を求め、協議が調えば、専門家らによる審査会が開催され、問題がなければ同条例上の手続は終了し、引き続き産廃物処理法に基づく許可申請手続に移ります。審査会委員の選定基準、審査会の役割と責務について御説明ください。

岡山県内で発生した産業廃棄物の最終処分量が4年前に比べて半減していることが県の調査で明らかになっています。このような時期に、このような広大な最終処分場を岡山市内に新設する必要があるのでしょうか。

産廃処分場から出た処理水は、焼却炉の冷却水として使うため、一滴も水は出さないと説明しているようですが、危険物質はなくなることはありません。大気中に放出される心配はありませんか。

この産廃処分場の営業停止後の管理はどのように行われるのでしょうか。

次に、安全・安心なまちづくりについてお尋ねいたします。

まず、安全・安心まちづくり条例なんですけれども、「市民が安全で安心して暮らすことのできる

社会を実現することを目的とする」として、安全・安心まちづくり条例を制定しました。この第7条には、防犯設備等の設置があります。このことについて、これまでの状況を御報告ください。

また、第20条の路上宣伝行為に関する措置について、これまでの状況を御報告ください。

第5章罰則では、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するとし、両罰規定を設け、過料として、危険な動物を飼育した者は5万円以下の過料に処すると決めました。罰則を適用された件数及びこれまでの状況について御報告ください。

次に、体育館の耐震化と避難所としての役割についてお尋ねいたします。

お手元に資料があると思いますので、それをごらんになりながら聞いていただければと思います。

番号に丸印がついているものは耐震改修済みということです。二重丸の33番旭竜については、昭和53年製ですが、耐震改修の必要はないというものです。

18年6月議会での市長答弁、小・中学校の体育館は、未来に羽ばたく子どもたちの学習の場であると同時に、災害時の避難施設としても重要な役割を担っており、その耐震性の確保は極めて重要な行政課題である、岡山市が一体となって耐震化を着実に進め、子どもたちや市民の皆様が安全で安心して学び、暮らせるまちづくりに努めてまいりたい、これは全くそのとおりだと思います。

さて、11年6月議会で戸村教育長は、体育館につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、被災時の避難施設になるという位置づけがあり、今年度40校の耐震診断を実施する予定となっております。これで耐震診断はすべて完了する見込みだと答弁しています。

耐震診断は11年度にすべて完了したはずなのに、現在に至っても改修計画ができていないのはなぜでしょうか、理由を御説明ください。

改修計画はできていないのですが、12年に豊小学校の大規模改修と政田小学校の改築、15年に妹尾小学校、18年に大野小学校の改築がありました。その理由を御説明ください。

昭和47年建築で、今現在使用されている小学校の体育館は幡多小学校だけです。6月の大雨で体育館の床がびしょぬれになりました。雨どいの応急修理をしたわけですが、このような体育館の老朽度は改修、改築済みの学校よりどれほど低いのでしょうか、御説明ください。

防災対策課のホームページには、「倒壊や火災などで自宅へもどれないような場合は、岡山市立の小・中学校の体育館に開設される避難所に避難します。「指定避難所」は、岡山市立の小・中学校の体育館が指定されています」となっています。耐震改修されていない体育館の情報を市民に伝え、その上で地域防災会議などでの避難路の策定に生かすべきと考えますが、いかがでしょうか。

ことしの夏休みに、小学校に、校内に爆弾を仕掛けたという予告電話があり、児童クラブで緊急避難をする事件がありました。警察から、児童クラブの子どもたちは校外に避難するように言われ、近くの幼稚園にスムーズに避難することができたそうです。

このような場合、私立幼稚園、私立保育園との連携はとれているのでしょうか、お尋ねします。

次に、プールの安全基準についてお尋ねします。

7月31日、埼玉県ふじみ野市の市営プールで、小学生の女の子が吸い込まれ、亡くなった事件では、なぜ十分な安全策がとれなかったのかと管理者への批判が起きています。市民に開放するプールについては、水質や衛生の基準に加えて、排水口等における遊泳者等の吸い込み防止として、排水口及び循環水の取り入れ口にはネジ、ボルト等で固定された堅固な網、格子等を二重に設けることとし、格子鉄ぶた等の設置状況を随時確認すると明確に定めるなど、プールの安全についての安全管理のためのガイドラインを定め、徹底していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

特に、大野小学校のプール開放については、安全管理上問題があり、3人以上のグループでの利用とされています。監視員をふやし、市の安全管理責任を果たすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、福祉のまちづくりについてお尋ねいたします。

くらしやすい福祉のまちづくり条例で、市の基本的な役割として第3条、「市は、前条に規定する福祉のまちの実現を図るため、市民、事業者との協働によるまちづくりを強力に推進していくとともに、行政として果たすべきことを計画的、総合的に取り組む」とあります。

まず、この理念に基づいて行われている市民、事業者との協働によるまちづくりと、行政として果たすべきことを計画的、総合的に取り組んでいることについて、具体的に御説明ください。

次に、障害者自立支援法による地域活動支援センターⅡ型は、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などにより、障害者等の地域生活支援の促進を図り、地域において雇用、就労が困難な在宅障害者に対し機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するものです。その対象者は、満18歳以上で高等学校に在籍していない障害者で、障害福祉サービスの日中系サービスの支給決定を受けていない者とされ、5時間から7時間未満の補助金額——介護報酬は2,300円となっています。

これでは、通所更生施設と地域活動支援センターの両方に通うというようなサービスの併用はできなくなり、障害者の居場所が限定されてしまいます。御所見をお伺いします。

また、この介護報酬は、倉敷市に比べて約2分の1の額となっています。この金額になった理由を御説明ください。

障害者デイサービスについては、10月段階で直ちに地域生活支援センターへの移行等が困難な事業者が想定されることから、18年度中の措置として、市町村が実施する地域生活支援事業において、経過のデイサービス事業を創設することができます。岡山市はなぜ取り組まないのでしょうか。

市が地域生活支援事業として行う日中一時支援事業は、これまで施設利用できなかった障害児・者や9月末で廃止される日中のショートステイ事業の利用者を持つ家族の就労や休息のために導入されます。障害児の放課後対策などとして、家族らからの要望にこたえたものとして評価できると思います。

しかし、この日中一時支援事業は、短期入所事業所、地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型、小規模作業所でなければ事業を行うことができません。なぜ単独事業として事業所が取り組むことができないと決めたのでしょうか。

次に、ともに育むネットワーク——ともネットというのがあるんですけども——はさまざまな障害や病気を持った子どもを育てている保護者のグループのネットワークです。ともネットをつくった目的を御説明ください。

ともネットと市の協働はどのように行われているのでしょうか。

ともネット以外にも障害児を持ち活動している市民グループが複数あります。当局はどのように把握していますか。どのような協働を実践していますか。

最後に、放課後子どもプランについてお尋ねします。

各市町村において、教育委員会と福祉部局が連携を図り、放課後児童クラブと文部科学省が実施する、すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業を一体化、あるいは連携して実施する放課後子どもプランを創設し、学校の余裕教室を利用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動の場所の確保を図るとしています。両省合わせて約140億円の増加となるようです。

放課後子どもプランの推進の際には、児童クラブと地域子ども教室推進事業をそれぞれの事業の目的、役割、性格に沿って明確に区別して、それぞれを拡充していくのでしょうか。

児童クラブについては、放課後子どもクラブの推進に当たっても、この事業の法制上の位置づけと補助要件を維持していきますか。

放課後子どもプランの推進に当たっても、実際の運営については児童クラブの運営が基本的な位置づけを踏まえて運営されるように、個々の事情を考慮していきますか。

学校外にある既存の児童クラブ施設については、拙速な形で学校施設内への移行は行いませんか。

児童クラブには、子どもたちの生活を継続して安定的に保障することのできる専任の指導員を配置していきますか。

放課後子どもプランの推進の際には、障害児も健常児と同じように対象としていきますか、お尋ねをいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

P. 312

◎市長(高谷茂男君) 下市議員の自然保護についての御質問にお答えいたします。

新たな合併地区を含め、本市では絶滅のおそれのある種を含めて多様な野生生物が市街地中心部まで広く生息しておりますが、これは長年の間それぞれの地域で多くの人たちが自然を大切にしながら暮らしてきた結果であり、今後のまちづくりにおいても大きな財産であると考えております。

このため、今後とも市域全体の生態系を保全するため、地域の皆様とともに、それぞれの特性に応じた自然保護対策に取り組むとともに、必要な場合には適切に対応するための枠組みの強化を図っていきたく思っております。

このほかの質問については、各担当からお答えいたします。

P. 312

◎総務局長(池上進君) 自治基本条例の制定に向けてという御質問をいただいております。

本年2月の質問に対して、市民参画のみを焦点とした答弁をしているが説明不足ではないか、また今後の検討課題であるという認識であったので、改めて見解をとということでございます。

本年2月議会におきます議員の自治基本条例に関する御質問に対する答弁につきましては、その前提となります議員の昨年6月議会における御質問が市民協働、市民参画の観点に立った御質問であったことから、この趣旨に沿ってお答えをしたものでございます。

今回議員から御提案のあった自治基本条例は、実現すべき住民の尊厳、人権、権利の内容とそのシステムにかかわる自治体の組織運営、活動に関する基本的事項を定め、それを自治立法の頂点に位置づけようとするもので、自治体の最高規範、いわゆる憲法として他の条例、規則や計画等の立法指針、解釈・運用指針となるものであります。議会の役割との関係や地方自治法で策定が義務づけられている基本構想等との役割分担、さらには既に制定している条例などとの整合性、実効性の確保など、検討・整理すべき事項、内容が極めて多うございます。

したがいまして、現時点におきましても、その必要性も含め、今後の検討課題であると認識をしてございます。

次に、平成12年の情報公開条例改正後、市民と議会と行政の情報共有はどのように進んだのかというお尋ねでございます。

平成12年3月の岡山市情報公開条例の改正以降でございますが、情報公開を積極的に推進するために岡山市議会公開要綱を定めまして、審議会等の公開を進めるとともに、文書管理システムを整備いたしましたして、平成15年11月からインターネットのホームページ上で行政文書の閲覧を可能にしたほか、平成13年5月からは岡山市議会の会議録もインターネットで公開されてございます。

文書管理のシステムに登録しております文書件数ですが、平成15年度は約23万件であったものが、平成18年9月現在では約75万件と、当初の3倍以上になってございます。

また、公文書の開示請求につきましても、平成13年度241件でありましたものが、平成17年度は765件と3倍以上になってございます。

こういったことから、市民、議会と行政の情報の共有化は着実に前進していると考えてございます。

最後ですが、安全・安心なまちづくりについての中で、体育館の耐震化と避難所としての役割ということで、体育館の耐震性の公表についての御質問でございます。

地震発生時の一時避難場所としては、まず近くにある公園、広場、空き地などでございますが、体育館は地震や火災のため自宅が住める状態ではなくなった方々が避難生活をする場所でございます。

したがいまして、避難所としての体育館の使用の可否につきましては、そのときどきの被害の状況により、おのずと異なるものと考えられておりまして、その際の使用につきましては、安全性を十分考慮した上で決定をしまいたいと考えております。

以上でございます。

P. 313

◎企画局長(渡邊憲明君) 自治基本条例の制定についてで、総合政策審議会の責務と役割について、人選に当たっての基準についての御尋ねでございます。

総合政策審議会は、市政の方向性を幅広い視点で総合的に審議するため、条例により設置するもので、市の政策形成の過程において、諮問機関としての役割を担っております。

委員の人選に当たっては、各分野における専門的知識や経験が豊富であり、現在も第一線で活躍さ

れている方、そして市政の課題について幅広い見識から総合的に判断ができる方を対象に、男女比を考慮しながら行ったものです。

次に、自然環境保護と産廃処分場について、合併による市域の拡大と自然保護で、豊かな自然を生かすことは、岡山みらい会議の都市づくりの視点のどこに入るのかとのお尋ねでございます。

岡山みらい会議では、現在提言の取りまとめを行っており、10月末には提言をいただける予定になっております。

多様で豊かな自然環境は、既存の政令指定都市にはない岡山市の特色であり、これを生かした都市づくりが重要であるという御意見を多くの委員からいただいております、この視点については提言に盛り込まれるものと考えております。

以上でございます。

P. 313

◎市民局長（長島純男君） 安全・安心なまちづくりの中で、安全・安心まちづくり条例に基づきます防犯設備等の設置状況、路上宣伝行為に関する措置状況、さらに罰則を適用した件数とこれまでの状況についてのお尋ねでございます。一括御答弁申し上げます。

防犯設備の設置につきましては、犯罪の未然防止、死角のないまちづくりを市、市民、事業者が協働し構築していくものであると考えていることから、条例上も届け出等の規定をしていないため、件数の把握はしてはおりませんが、今後も施設管理者の判断において適正に管理運用をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

また、違法な路上宣伝活動、危険な動物の飼育の規制につきましては、実効性を保つためにこの条例に罰則等を規定いたしております。これが一つの抑止力となっていると考えられることもありまして、確認されておらず、罰金、過料の適用は現在までのところございません。

以上でございます。

P. 314

◎保健福祉局副局長（奥田さち子君） 自治基本条例の制定に向けてという中で、地方行財政調査資料で岡山市は自治基本条例として、くらしやすい福祉のまちづくり条例を挙げているが、この条例の制定後、見直しになったものは何かという御質問でございます。

くらしやすい福祉のまちづくり条例は、住み続けたいと思う福祉の整ったまちづくりを、市民協働で推進しようという市の方針を強く打ち出して制定されたものですが、市民の権利義務を定める条例ではないため、特に既存の条例の見直しを求めるものではございません。

次に、安全・安心なまちづくりについてで、プールの安全基準についてのお尋ねです。

学校施設を除くプールの安全管理を徹底していく必要があると考えるがどうかということですが、プールの安全管理につきましては、岡山市遊泳用プール取扱要綱に基づき、プールの設置者に対し適正な管理を行うよう指導しているところですが、今後とも基準の遵守の徹底を図り、遊泳者の安全を確保するよう努めてまいりたいと考えています。

福祉のまちづくり条例についての中で、条例の理念に基づいて行われている市民、事業者との協働のまちづくりと、行政として果たすべきことを計画的、総合的に取り組んでいることの具体的説明をということでございます。

市民協働で福祉のまちづくりに取り組もうというこの条例の目的や理念の普及に努めることから始め、その後はNPO法人の援助を得て、市民による取り組みの優良事例の紹介と表彰を行い、さらに生活関連施設の整備においてはバリアフリー等にきめ細かく配慮いただけるよう、専門家による設計支援を行っております。

また、市のホームページでは、この条例の関連事業を年度ごとに取りまとめ、市民の取り組みの参考にしていただいております。

次に、地域活動支援センターⅡ型についてということで、通所更生施設と地域活動支援センターのサービスの併用ができなくなり、居場所が限定されるが所見を、また介護報酬が倉敷市に比べ約2分の1の金額となった理由の説明をということでございます。一括して御答弁申し上げます。

通所更生施設は、障害者の自立のための機能訓練や生活訓練を行うための施設であり、地域活動支援センターとは対象者も目的も異なっていることから併用はできませんが、介護する者の休息を対象とした日中一時支援事業との併用は可能です。

また、介護報酬につきましては、従来のデイサービスの報酬単価に国の補助基準と利用者負担を勘案して決定したものでございます。

次に、障害者デイサービスについてで、経過的デイサービス事業を創設できるが、岡山市はなぜ取り組まないのかということでございます。

経過的デイサービス事業は、来年3月までの経過措置であることから、岡山市では事業継続を希望する事業者は地域活動支援センターⅡ型と位置づけて支援を継続することとしたものでございます。

次に、日中一時支援事業についてですが、日中一時支援事業はなぜ単独事業として取り組むことができないと決めたのかということでございます。

日中一時支援事業については、事業の安定的な継続を図るため、基本的には従来の施設や事業所に併設して実施することを想定しているものですが、今後の利用状況等を踏まえ、単独での事業実施の可否についても検討してまいりたいと考えております。

次に、ともに育むネットワーク——ともネットはさまざまな障害や病気を持った子どもを育てている保護者のグループネットワークです、ともネットをつくった目的は、市との協働は、それからともネット以外の市民グループの把握は、そしてどのような協働を実践しているかということで御質問をいただきました。一括してお答えします。

ともネットは、障害や病気を持った子どもを育てている保護者のグループ相互の理解と交流により、ともに協力して子どもを健やかに育てることを目的として組織支援をし、市と協働して研修会や交流会、パネル展等を行っております。

また、ともネットに加入していないグループについては、相談があれば保健センター等で活動支援を行っているところでございます。

次に、放課後子どもプランについてでございます。

プランの推進に当たり、児童クラブと地域子ども教室推進事業を明確に区別して拡充するのか、児

童クラブの法制上の位置づけと補助要件は維持するのか、児童クラブの実際の運営は個々の事情を考慮するのか、学校外の既存の児童クラブ施設を拙速に学校内に移行させることはないのか、児童クラブに専任の指導員を配置するのか、障害児も健常児と同じように対象にするのかという御質問でございます。一括してお答えします。

放課後子どもプランにつきましては、新風会の藤原議員の御質問にお答えしたとおり、本年5月、文部科学省、厚生労働省から、来年度以降、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を一体化、あるいは連携して放課後子どもプランを創設する方向が示され、8月の国の概算要求がなされましたが、現時点では詳細な実施要綱などが示されるには至っておりません。

本市としましては、これまでの児童クラブ運営の実績をもとに新しいプランに対応すべきと考えており、今後とも国の動きを十分把握しつつ、放課後児童対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 315

◎環境局長（繁定昭男君） 自然環境保護と産廃処分場に関します御質問に順次御答弁申し上げます。

この広大な自然のどこを、どのように守っていくのか、自然保護についての基本的な考えをお示しくださいとお尋ねでございます。先ほど市長が御答弁申し上げましたが、補足してお答えいたします。

本市の自然環境は、そのほとんどが人間生活とかかわりの深い地域であることから、今後の保全については、それぞれの地域の特性を踏まえ、地域での社会的合意を通じて最適な水準を見出していく必要があると考えています。

また、野生生物の保護に関しては、まず第一に取り組むべきことは、市域全体の生態系の保全ですが、絶滅のおそれが極めて高い野生生物については、市民や関係機関と連携し、個体の保護管理を図る方針でございます。

このため、今後多彩な環境学習や自主的な自然保護活動の支援等により、総合的、効果的に施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、御津オオタカ保護対策検討専門委員会について、委員の人選の基準は、委員会に諮問する内容は、委員会の最終報告書はいつ出されるのか、また委員会の最終報告書は、産廃施設設置許可の前に完了する予定かとお尋ねに一括してお答えいたします。

御津オオタカ保護対策検討専門委員会は、御津地区において営巣していることが確認されたオオタカの保護、生息環境を保全するため、営巣期におけるオオタカの行動区域の判定を行うとともに、当該区域内の開発行為に際しての保護対策等について検討いただくために設置したものです。

現在までの調査結果等に基づき、今月下旬から検討を開始し、当面の成果についてまとめたいただいた後、さらに継続調査を実施する予定といたしており、その結果を踏まえて、可能な限り早急に最終報告書をまとめたていただく方針でございます。

なお、御指摘の産廃施設の許可につきましては、現在産廃条例に基づく手続中であり、現時点で明確にお答えすることはできません。

また、本委員会の委員は、このような委員会の検討のために必要となる、岡山市域の猛禽類や自然保護等の専門知識を有する学識経験者の中からお願いをいたしております。

次に、産廃処分場の建設に際して、環境保全条例に基づきどのような環境配慮の指導が考えられるかとお尋ねでございます。

この地域は、岡山市環境保全条例に基づく共生地区に指定されているため、一定規模以上の事業を行う際には、岡山市自然環境配慮ガイドラインに基づき、地域の特性に応じた環境配慮事項についての届け出が必要となります。

また、特に本件の場合には、委員会での検討結果に基づいて具体的な配慮事項を検討する必要があると考えますが、オオタカの保護、生息環境を保全するための一般的な対策としては、営巣中心域における開発や事業は避ける一方、高利用域等については、えさ場となる緑地等の保全、確保や工期、工法の調整による騒音対策等が考えられます。

次に、県立自然公園への編入について、どのような方法をお考えですか、岡山県との協議の現状を御説明くださいとお尋ねでございます。

現時点では岡山県との協議には入っておりませんが、本市では平成17年度から本地域一帯の自然環境基礎調査やオオタカ生息調査等を実施しており、今後必要な場合には、地域の土地利用の動向や地域全体の意見等を把握するとともに、詳細調査等を実施し、岡山県に対し、この地域一帯の県立自然公園への編入について要望してまいりたいと考えております。

次に、開発予定地周辺には断層が確認されています、今後30年以内に南海地震の起きる確率を約47%と公表していますが、この地にできる産廃処分場に与える影響はどのようにお考えかとお尋ねでございます。

事業計画者が提出した事前計画書には、構造図、設計計算書など、施設の構造耐力に関する資料が添付されており、最終処分場の擁壁、のり面の地震対策について、設計の指針となる廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領等に沿った検討がされていることを確認しております。

さらに、断層が産廃処分場に与える影響につきましては、審査会において専門家による審議をしていただくことといたしております。

次に、地元の理解は得られていないのに地元説明は終了したと判断されたのかとお尋ねでございます。

計画者は、条例に規定されている説明会対象区域内の住民の方に対しては、既に説明会を開催いたしております。また、区域外の住民に対しての説明会を2日間開催いたしております。

本市といたしましては、産業廃棄物処理施設に対する地元の方々の思いは十分認識しているところではございますが、条例に定められた手続は手続として進めざるを得ません。

なお、今後条例に基づく説明会対象区域外の方で、環境保全上利害関係を有すると認められた住民の方から要望がございましたら、計画者に説明会の開催を求めてまいりたいと考えております。

次に、審査会委員の選定基準及び審査会の役割と責務について御説明くださいとお尋ねでございます。

審査会の役割と責務は、環境保全的観点及び日常生活的観点から、事業計画の内容を審議、検討し

ていただくことが条例上の役割と責務でございます。したがって、環境保全上の観点から、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関して、専門的知識を有する大学教授に委嘱をいたしております。

また、日常生活の観点から、審議、検討していただくために、市民代表として岡山市連合婦人会役員に委嘱をいたしております。

次に、岡山県内で発生した産業廃棄物処分量が4年前に比べて半減していることが県の調査で明らかになっているが、このような時期にこのような広大な最終処分場を岡山市内に建設する必要があるかとのお尋ねでございます。

産業廃棄物対策行政は、リサイクル推進と適正処理が両輪であり、今後とも廃棄物の減量化、再資源化は推進すべきと考えております。

一方、廃棄物処理法に基づく許可事務は法定受託事務であり、申請に対する条例、法に基づく手続を進めていかざるを得ません。

ただ、許可に際しての審査は適正に行っていきたいと考えております。

次に、産廃処分場から出た処理水は焼却炉の冷却水として使うため、一滴も水は出さないと説明しているようだが、危険物質はなくなることはない、大気中に放出される心配はありませんかとのお尋ねでございます。

計画では、水処理施設により最終処分場の浸出水に含まれる有害物質等を排水基準以下にし、工業用水とともに焼却施設の冷却水として使用することとなっております。

また、水蒸気を含む排ガスは、薬剤処理後、バグフィルターで有害物質を除去することとなっております。

なお、この問題につきましても、審査会におきまして御審議いただくことといたしております。

最後に、この産廃処分場の営業停止後の管理はどのように行われますかとのお尋ねでございます。

最終処分場設置者は、埋立処分終了後、最終処分場から出る浸出水の処理が不用となる、また最終処分場のり面の崩落のおそれがないなどの廃止基準に適合するまで浸出水の処理をする、擁壁の点検をするなど、終了前と同程度の管理をすることが法律で義務づけられております。

以上でございます。

P.317

◎水道事業管理者（植松健君） 産廃処分場に関しまして、地下水に汚染物質が混入した場合の対策及び地震時の対策についてのお尋ねでございます。

産廃処分場の建設予定地の下流に位置する御津紙工地区に、深さ8.6メートルの取水井から、日量約370立方メートル取水し、約400世帯に供給している紙工浄水場がございます。

岡山市廃棄物処理施設設置等調整会議より、事業計画に対する意見を求められ、最終処分場から浸出水が流出しないよう十分な運転管理を行うとともに、災害、事故等の緊急時の対応を徹底し、また施設閉鎖後についても同様に管理を徹底する旨の要望をいたしました。

水道局といたしましては、関係部局との連携を図り、安全を確認するための水質管理の強化に努めてまいります。

なお、地震時には、水道施設の点検をして、異常があれば応急給水を行うとともに、早急に水道施設の復旧に努める所存でございます。

以上です。

P.317

◎教育長（山根文男君） 安全・安心のまちづくりにつきましての一連の御質問に順次御答弁申し上げます。

まず、体育館の耐震化と避難所についての役割ということで、体育館の耐震診断はすべて完了したのに、現在に至っても改修計画ができていないのはなぜか、改修計画ができていないのに幾つかの学校の改修や改築が行われたのはなぜか、建設年度の古い、未改修、未改築の体育館の老朽度は、改修や改築された学校よりどれほど低いのかという御質問に、一括してお答えをさせていただきます。

体育館の耐震診断は、平成11年度に、当時耐震改修予定でありました体育館についての診断を終えております。その後、新耐震基準以前のすべての未改修体育館につきまして耐震診断を実施し、旧御津町・灘崎町地区のものも含めまして、今年度をもって診断を完了する予定でございます。

大変厳しい財政事情のもとで、すべての体育館につきまして将来にわたる耐震改修の年次計画を確立するには至っていない中で、建物の老朽度あるいは耐震性能や財政事情・効率等を勘案しながら、個々の改修、改築を進めてまいりましたが、議員御指摘のように、体育館の改修進捗状況が現況におきまして十分であるとは決して考えておりません。

今後は、今年度で全体育館の耐震診断が完了するのを契機といたしまして、耐震性能や老朽度に加え、大地震の地域想定震度、あるいは避難所としての地域バランス、さらに財政事情等を総合的に勘案いたしまして、緊急性の高いものから計画的かつ速やかに耐震化を進め、完了してまいりたいと考えております。

なお、緊急性の判断に際しましては、耐震性能、老朽度、想定震度、地域バランス等について、わかりやすい基準に基づきまして財政支出の平準化も図りながら、計画性及び迅速性をもって着実に対応していきたい、いかなければならないと、こういうふう考えております。

次に、私立幼稚園、私立保育園等との連携はとれているかということでございます。これ情報連携の御質問でございます。

現在、中学校区を単位といたしまして、子どもたちの安全にかかわる情報連携の構築を図っているところでございます。

緊急の情報がいった場合、保健福祉局と連携を図りながら公立、私立の保育園や児童クラブなどへ情報が伝わるようにすると同時に、中学校区内の情報連携によりまして、私立幼稚園や子どもに関連した施設にも情報が行き渡るようにいたしているところでございます。

次に、プールの安全基準につきましてでございます。

教育委員会所管のプールの安全管理についても徹底していく必要があると思うが、それから大野小学校のプール開放については、監視員の増強などにより市の安全管理の責任を果たすべきではないかという御質問でございます。御答弁申し上げます。

学校プール施設の安全管理につきましては、毎年プール使用が始まる前に排水口のふたの固定や、吸い込み防止金具の設置状況等について十分に安全点検を行うよう指導いたしており、各学校とも安全性が確認できております。

また、市民屋内温水プール、東山プールにつきましても、毎朝開場前に安全点検を行うことといたしており、安全性を確認いたしております。

次に、大野小学校のプールの一般開放についてでございますが、大野小学校の場合、学校施設の開放ということございまして、一般開放専用の市民屋内温水プールや東山プールとは若干異なっております。原則といたしまして、利用者が自分たちで安全に利用していただくことを前提といたしております。このことから、利用者には成人の責任者を含む3人以上のグループでの御利用をお願いしているところでございます。

しかしながら、水という大変特殊な環境でございます。その中で利用していただくわけでございますが、安全ということが本当に第一でございます。そういうことから教育委員会といたしましては、監視員を1名配置し、さらに利用人数に制限を設けるということによって安全性を高めておるところでございます。

議員御指摘の監視員の配置数につきましては、今後の利用者数の推移を見ながら、これは検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P.318

◆11番（下市香乃美君）では、再質問をいたします。

まず、前の方から行きたいと思えます。

総合政策審議会についてなんですけれども、私これどうしても聞いておきたいんですが、委員の公募をなぜしないのか。事業仕分けにおいてはね、40名近く今回も応募者がいましたよね。市民の協働意欲は非常に高いと思うんですけども、審議会の委員の公募をなぜしないのかお答えください。

それとですね、いっぱいあるんですけども、断層のことについてです。

業者は大丈夫だという、資料があるよという答弁が今ありましたけれども、ここね、活断層があるんですよ。2005年10月7日にはNHKで、中国地方の活断層として明確に図示もされていたのですが、環境局長は御存じでしょうか、そのことも踏まえての御答弁だったのかどうかもう一度お尋ねいたします。

それと、水道事業管理者、災害に強い水道を目指すという御答弁がきょう、私より前の質問でありました。流出をしないように、事故が起きないようにということをお願いしているということではありましたが、先ほども言いましたように断層、活断層があるんです。応急施設とか復旧管理とか、紙工水源は使えなくなりますよね、そういうことを想定しての水道局としての事業は必要ありますか。お答えをいただきたいというふうに思います。

それと、地元説明会の話です。

地元説明会、参加したのは何人で、地元の方は何人参加したというふうに把握されていますか。地元説明会実施状況報告書は提出されたんでしょうか、その内容を御説明ください。

産廃処分場の営業停止後の管理についてです。

今くる御説明があったんですが、それは会社があったときですよ。なくなったら行政が責任をとらなくてはならないのではないのでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

それでですね、きょうもたくさんの傍聴の皆さんがお越しです。とても市民の皆さんの関心が高いことだというふうに思うので、さらに質問はしたいと思えます。

合併前の御津町にとって、産廃処分場建設は大問題であり、住民約7,000名の処分場反対署名が出され、旧御津町議会はこの請願を採択していました。第1回法定協議会で旧御津町議会の藤原議員から産廃処分場の問題はどの項目に入るのかという質問があり、天野事務局長は、岡山市は全国的にも非常に厳しい条例を持っていると答弁し、第3回法定協議会で産廃条例について産業廃棄物対策課長が説明までしております。合併前から御津の産廃処分場問題を当局は強く認識しておりました。

これまでに地元の合意なしには産廃処分場はつくれぬという発言を市当局はしていませんか、お答えください。

この産廃条例は、市の独自規制と積極的な情報開示を通じて、住民の方々の不安の解消と適正な廃棄物処理を徹底することを目的につくられています。住民の不安が解消されていないというふうに思うんですが、市長はいかがですかね、そのことについてはどうお思いでしょうか。

この産廃条例上の手続が進んでいくというのは、この条例の目的に照らし合わせても問題だと思えますが、いかがでしょうか。

次に、安全・安心まちづくり条例なんですけれども、今簡単な御答弁がありました。あのときいろいろこの議会でも議論があったと思えます。防犯カメラの設置とかね、いろいろあったんですが、現実問題、条例はできたけれども、岡山市として把握していることはない、罰則などは適用がない、こういう状況なんです。今まあ市長がかわりまして、安全・安心ネットワークを構築していくというのが、今の高谷市長の方針です。同じ名前ね、安全・安心まちづくり条例というのがあるんです。市長の政策との整合性も視野に入れて条例の見直しを考えるべきだと思えますけれども、いかがでしょうか。

体育館の耐震化についてです。

私は非常にずっと前から心配をしておりますが、質問もしておりますけれども、まず改修計画はいつまでにつくるのか、御答弁がないんですけども、どうお考えなのかお聞かせください。できないのか、つくるのか、そしてその情報を公開するのをお尋ねいたします。

それとですね、最近できた、まあ資料を見ていただけたらわかるんですけども、私が申し上げました。平成12年以降ですかね、されているようなところ、この耐震改修なんですけれども、市内部の耐震改修計画はあったんですか、なかったんですか、お答えください。

それと、個別に幡多小学校を申し上げました。新しく来た校長がね、体育館から空が見える体育館は初めてだとおっしゃった。そういう体育館になっております。6月の雨でびしょぬれになったんですけども、先日の雨でもまたぬれまして、体育館にブルーシート、バケツ、ぞうきん、もうこれが必置になっているんですね。私はそういうところを残していいのかと非常に思っております。教育長、この状況についてどのようにお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

プールについてです。

このプールについてはですね、前のところで御答弁があった要綱、この要綱が大野小学校のプールの方には適用されませんよね。プールの条例、議決になったわけですが、条例には大人1回300円、中学生以下150円というプール使用料しか入っていないんです。先ほど教育長が御答弁になった3人以上のグループとか云々かんぬんは……、岡山市立学校プール開放実施細則第5条で利用対象者、第8条で安全管理及び利用責任として、利用団体は自己責任において団体内の十分な健康管理、安全管理に努めなければならないというふうになっているわけですが、このことについて市民の方にどのようにお知らせをしていますか。

安全管理のガイドラインを定めてから学校プールの開放をすべきではないでしょうか。御答弁をいただきたいと思えます。

それと福祉のまちづくりについてなんですけれども、きょうは後半部分、竹永さんや稲葉さんから福祉についての質問があったと思います。今回の質問は、岡山市が小さいところをどういうふうにしようとしているのかなあと思っているわけです。

先ほど指摘をいたしました介護報酬の低さ、経過的デイサービスを創設しない、日中一時支援事業を単独事業として取り組まない、今まで単独としてやってきたところはね、これでもう非常に運営が厳しくなるわけですよ。地域に根差した小規模な事業所について、どのような実態調査をしていますか、お答えください。

さらに、地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、日中一時支援とも、市に登録してある事業者しか利用できません。9月15日が登録受け付け締め切りだったようですが、登録事業者の情報はいつ、どんな形で市民に周知されるのでしょうか、お尋ねいたします。

放課後子どもプランについては、教育長からは御答弁がなかったようなんですけれども、これ教育委員会と保健福祉局が連携を図ってということになると思うんですが、その連携についてどのように考えて、どういうスタイルを考えているのか、また19年4月から放課後子どもプランとして実施していくのか、教育委員会としての教育長からの御答弁をお願いいたします。

これで2回目を終わります。(拍手)

P. 320

◎企画局長(渡邊憲明君) 総合政策審議会の委員をなぜ公募しないかとの再質問にお答えさせていただきます。

市民の方々の意見や提案を市の政策形成に反映することが市政の基本であり、大変重要なことであると認識しております。公募委員とか市民からの意見募集、パブリックコメント、市民説明会など、市民の方々からの御意見を政策に反映させるためのさまざまな手段がございます。案件によってこれらの手段を適切に選択し、また組み合わせ、市民の方々からの御意見をお聞きすることは重要と考えております。

公募につきましては、今後の課題であると考えております。

以上でございます。

P. 320

◎市民局長(長島純男君) 安全・安心なまちづくりにつきまして、条例とネットワークづくりの関係で、施策の整合性を図る上からも見直しが必要ではないかという再質問をいただいたところです。

確かに安全、安心ということにつきましては、ネットワークづくり、また条例につきましても同じ共通のテーマでございますけれども、殊ネットワークにつきましては、現在のところ安全、安心という形では進めておりますけれども、地域での総合力を高めていただくための取り組みといたしましては、安全、安心に限りませんで、ごみの問題、環境の問題、あるいは地域の福祉の問題、そういったものまで地域の方で自主的に取り組んでいただいて、地域力を高めていただくという自主的な取り組みとして考えております。一方で、条例の方は、市民の権利義務ということも含めた規定でございますと、中にはペナルティーも含めておると、こういったものでございます。そういったもので言いますと、質の面では少し違いがあるのではないかなというふうに思っています。

ということは、安全、安心を高めていくための取り組みといたしましては、やはり一つだけボタンを押せば安全、安心が高まるかという、やはりいろんなボタンを押して続けていく、これが必要ではないかなと考えてございます。

いずれにいたしましても条例を施行して1年余りにはなりますけれども、こういった動向を見ながらということで、今後いろんな展開も図っていきたく、このように考えているところでございます。

以上でございます。

P. 321

◎保健福祉局副局長(奥田さち子君) まず、福祉のまちづくりで小さいところをどうしようとしているのかというふうなことで、単独の小規模の施策についてということですが、地域生活支援事業につきまして、例えば利用状態につきましては、利用状態に即して時間区分等を細分化して、重点加算など加算額を定めており、運営基準や人員配置基準を大幅に緩和しております。ですから、小規模事業所の参入も十分可能であるというふうに考えております。

それから、日中一時支援につきましてですが、9月15日に締め切っているということで、登録事業者等の周知はどのようにするのかということで御質問をいただきました。

登録事業者については、ホームページに載せるほか、パンフレットを作成し、福祉事務所等にも配布する予定でございます。

それから、既に事業者にも説明会を開いて、質問等にも回答したところでございます。

以上でございます。

P. 321

◎環境局長(繁定昭男君) まず、断層について、先ほどの答弁で大丈夫かとお尋ねでございますが、構造計算につきましては、先ほど御答弁いたしましたのは、廃棄物最終処分場整備の計画・設計

要領に沿った計算がなされていることを確認したというものであり、いわゆる断層が産廃処分場に与える影響につきましては、審査会で審議をしていただく予定といたしているところでございます。

次に、地元説明会に何人出席したのか、また報告書は提出されているのかというお尋ねですが、地元説明会についての報告書は提出されております。

また、説明会における宿地区、7月25日ですが17名、それから上高田地区で8月27日に行われておりますが13名、区域外で行われた説明会での参加者は25名というふうになってございます。

また、倒産した場合にどうなるのかのお尋ねですが、最終処分場設置者が最終処分場が終了した後に倒産した場合でございますが、最終処分場設置者には埋立処分終了後の維持管理にかかる経費を埋立期間中に積み立てる維持管理積立金制度が法律で義務づけられております。この維持管理積立金は、独立行政法人環境再生保全機構が管理しており、最終処分場の維持管理にのみ使用することができます。

なお、最終処分場設置者が倒産した場合には、第三者がこの維持管理積立金を使用して最終処分場の維持管理を行うことができることとなっております。

次に、合併協議会で産業廃棄物対策課長が説明したことについて、同意がなければ許可をしないという話があったかという御質問ですが、確かに合併協議会におきまして産業廃棄物対策課長が条例等について御説明をいたしておりますが、私が受けた報告では、地元合意がないと許可は出せないという発言をしたことはいないというふう聞いております。

次に、条例の目的と比べて、地元合意がないのに進むのはどうかというお尋ねでございますが、岡山市の産廃条例につきましては、地元の周辺の方々の御意見を十分聞いて進めていくべく、そういった地元説明会等を義務づけた内容を盛り込んだものでありまして、それについては、許可に関して岡山市の産廃条例というものは、できるだけ周辺の方々の意見を聞きながら進めていく上では意義のあるものだというふうに考えております。

以上でございます。

P. 321

◎水道事業管理者（植松健君） 災害に強い水道を目指すとのことであるが、震災対策はどうなっているのかということでございます。

その前に、前提といたしまして、先ほど御答弁申し上げましたように、取水井のような地下のコンクリート構造物は地震には強いというふうに言われております。

ちなみに、阪神大震災において類似の構造物が破壊されたという報告は今のところ伺っておりません。

私ども水道局における震災時の対応でございますが、当該地区に限らず、私ども岡山市全般につきまして震災時の水道震災対策マニュアルというものをつくっております。例えば、その行動基本計画におきましては、初動時の施設の点検から始まりまして、応急給水活動計画、あるいは応急復旧活動計画等々の詳細な対応が規定されてございますので、それに乗っかって的確な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

P. 322

◎教育長（山根文男君） たくさんの再質問をいただきまして、順不同になりますけれども、よろしくお願ひします。

まず、放課後子どもプランにつきまして、2点の御質問をいただいております。放課後子どもプランの推進では、児童クラブと地域子ども教室推進事業、それぞれの事業を目的に沿って明確に区別して拡充していくのか、それからまたそのプランでは障害児も健常児と同じように対象にするのかという、この2つだったと思います。

本年5月に、文部科学省と厚生労働省が19年度から地域子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業とを一体的、あるいは連携して実施する放課後子どもプランの創設の方針が示されました。この8月に概算要求がされたわけでございます。

先ほどの保健福祉局副局長さんと重なる部分があると思いますけれども、本事業を実施するに当たりまして、両省から示されている内容は、まず両事業の指導員の研修、あるいは指導者研修を合同開催する、そして教育委員会としては、岡山市の行政関係者あるいは学校関係者、放課後児童クラブ関係者、PTA関係者、地域住民の方などで運営委員会、これを設置して事業を検討し、計画すること、そしてまたこの事業の総合的な調整役として、各小学校区にコーディネーターを配置して、2つの事業の連携した取り組みを調整、あるいは学校関係団体等の連絡調整、ボランティア等の確保、配置など活動プログラムの企画、策定を実施することということが示されております。

いずれにいたしましても、現在概算要求の段階でございます。障害児の受け入れ等、詳細な運営指針等はまだ示されておりません。今後とも国の動向を見ながら、保健福祉局と連携をいたしまして、よりよい放課後対策事業というものを実施していきたいと考えております。

それから、体育館の耐震化につきまして、いつまでに改修計画をつくるのか、また公開はという御質問だと思います。

耐震改修の計画ということにつきましては、御承知のように岡山市もちろんですけれども、国の財政事情、補助、交付金制度の推移等々予算の裏づけという、このことの見きわめも必要でございます。そういうことの中で、できるだけわかりやすい基準に基づきまして計画性、迅速性をもって対応していきたいというふうに考えております。

先ほど申しましたように、本年度で体育館の耐震診断が一応終了するというところでございますので、これを契機にこれからの耐震改修計画について具体的に考えていく、そういう契機にもしていきたいというふうに思っております。

それから、平成12年度以降の耐震改修計画はあったのかなかったのかということですが、これは先ほど申し上げましたように、実はこれまですべての体育館について、将来にわたる耐震改修計画の年次計画を確立するには至っていないということでございます。個々の老朽度や耐震性能、あるいは財政事情等を勘案しながら、個々の改修、改築を進めてきたわけでございます。

それから、幡多小学校の体育館についてということで、私も幡多小学校の体育館には何回も行かせていただきました。その状況も十分熟知しております。議員がおっしゃいましたように、本当にいろいろ課題があることはわかっています。ですから、その辺は十分私も知っておりますので、そのこと

を踏まえてですね、（発言する者あり）はい、考えてまいりたいと思います。

それから、プールについてのことでございますけれども、プールの要綱について利用者にそれぞれ周知しておるのかということでございますが、実はプール利用者、特に一般開放の利用者につきましては、利用を申し込まれたときに、「プール開放利用者の皆さんへ」ということで、例えば基本的にはお互いペアで安全を確認するんだというバディシステムですね、この活用をしているんだとかいうことで、安全についてのことは、「プール開放利用者の皆さんへ」という物をお渡ししております。

そしてまた、料金等につきましても、利用案内ということでお示しをさせていただいております。そしてまた、市民のひろばにも掲載をする予定でございます、これまでもホームページ、新聞等でお知らせは既にしておるということでございます。

以上のことで一応周知といえますか、お知らせはさせていただいておるという現状でございます。以上でございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 323

◆11番（下市香乃美君） それでは、もう一度質問させていただきます。

企画局長、いろいろと市民協働をやっているよというお話がありました。市民の声を聞いているよというお話がありました。

やっぱり総合政策審議会とか審査会、いろいろありますよね、名前がついた。そういうところに市民みずから自分から手を挙げて出ていく、そういう人たちをつくる、普通の市民が市政に参画をしていく、そういうことが非常に大事ではないかということを私は思っているわけです。

今後の課題だということですので、総合政策審議会だけじゃなくて、部会もありますし、きょうの中にもたくさん審査会とかいう名前が出てきました。そういうところをすべて含めて、岡山市当局からぜひもう一度お考えをいただきたいというふうに思います。

それとですね、環境局長、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれないんですけど、地元の合意なしには産廃処分場はつけれないという発言を、合併してからそういう発言を当局はしていませんかと、私は別に法定協の中でそういうことを産廃課長が言ったかと聞いたわけではありませんので、もう一度御答弁をお願いいたします。

これは、そういう声を聞いておりますし、御答弁によっては引き続いてやりたいと思いますけれども、行政の信頼性とか継続性とかそういうことから、市当局、それも幹部の方が住民に対してそういう発言をしていれば大変問題だというふうに思いますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

それとこの環境の問題なんですけれども、産廃条例です。目的に、住民の不安解消を資することを目的とするというふうにあるんですね。安全・安心まちづくりを掲げている市長、住民の不安解消を果たしてからこの産廃事業というのは始めていただきたいと。

もう一つ、済みません、前に戻りますけれども、環境調査ですよ、これね、環境って壊してしまったら、もうもとは戻れませんし、調査ももうできません。ぜひオオタカの調査をやってから事業を始めるという、それをお願いしたいのですが、環境局長、いかがでしょうか。

それと教育長、苦しいですよ、ごめんなさいね。ほんと、予算の裏づけがないから具体的にできない、そのとおりなんだと思うんですけども、担当ですので御答弁をいただかなければいけないんですが、12年度以降、これは個々にやったんだという御答弁でした。12年9月に総務局長は、「平成8年度から年次計画的に耐震改修を進めております」、こういうふうに答弁しているんです。それ総務局がつくっているんですかね、と思うんですけども、これ整合性をとられた方がいいと思いますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

それに体育館の耐震化は、避難所としての役割もあるわけですよ。これ総務局長の御見解も聞きたい。改修計画ができない、情報公開もできない、そういうことでいいのか。先ほどの升永議員の質問の中に資料がございました。公立小・中学校の耐震化状況、岡山市は5.9%です、これは体育館だけじゃないですけどね。中核市が28.7%、政令市が49%です。このままでいいのか。

このことは、安全・安心なまちづくりの上で最も基本的観点を持っていると思いますので、御答弁をお願いいたします。

それと保健福祉局副局長、私が聞きたかったのは、いろんな事業所があります。特に小さな事業所、一つだけをやっている小さな事業所の実態調査はやったんですか、やらないんですか。ぜひきちんとした実態調査をして、そういう事業所の声もしっかり聞いてほしい。

それと、ホームページはいいですけども、市民の皆さんへの情報提供です、パンフレットをこれからつくって、10月から間に合うんですか。もう一度そのところは、10月からこの事業が施行されるということを含めてお答えいただきたいと思います。

市民の皆さんは本当に安全・安心なまちづくりを求めています。行政には安全・安心なまちづくりにきちんと責任がとれるような説明責任をこれからも求めていきたいと思っております。

本日はありがとうございました。（拍手）

P. 324

◎助役（天野勝昭君） 1点、市には多くの審議会とか協議会があるわけで、それについての委員の公募ということでございますけど、全庁的なかわりの課題でございますので、私が答弁させていただきます。

やはり今おっしゃっているそのねらいというのは、市政への市民の参画ということが一番のねらいだろうと思いますので、その点につきましては全く同感でございます。

ただ、これはそれぞれの審議会と協議会の設置の目的とかそういうものがいろいろあるわけでございますので、やはりこれはケース・バイ・ケースで検討させていただきたいと思っております。

以上です。

P. 324

◎総務局長（池上進君） 小・中学校の体育館の耐震改修の計画ということでの御尋ねでございますが、当時私が答弁いたしましたのは、体育館が災害時の避難施設であるという観点から御答弁を申し上げておりました、耐震改修の計画そのものにつきましては、「池上局長じゃないよ、12年に関し

ては」等と呼ぶ者あり)教育委員会で計画されたことだと思います。——はい。
以上でございます。

P. 324

◎保健福祉局副局長(奥田さち子君) 再々質問につきまして御答弁を申し上げます。
先ほどのパンフレット等ですけれども、締め切りということもございますので、可能な限り早くパンフレットをつくってまいりたいと思います。
それと、小さな事業所の実態調査をということで、しっかり声を聞いてということでございます。ちょっと詳細はわかりませんが、これからしっかりと聞いてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
以上でございます。

P. 324

◎環境局長(繁定昭男君) 合併してからの、地元合意がないと許可は出せないとの発言についてのお尋ねでございます。
申しわけございませんが、私はそういった発言はいたしておりません。で、それ以外の方からの発言があったかどうかについては、私、その場に居合わせていなかったもので、承知はいたしておりません。
2点目に、不安解消を果たすことを目的に産廃条例があるのではないかとのお尋ねでございますが、現在産廃条例での手続中でございます。
なお、不安を解消するために、現在告示縦覧の後には意見を出していただく期間が2週間ございます。そういった中で、さまざまな疑問点等についてはどんどん意見を出していただいて、それに対する回答が事業者からなされるよう、そういった機会を十分活用していただきたいというふうに考えます。
また、オオタカの調査が済んでから事業実施をとのお尋ねでございますが、市としましては再度オオタカの継続調査をやる予定でございますので、これは事業者に対しまして調査が終わるまで事業実施を待っていただくよう、市の方からもお願いしてまいりたいというふうに考えております。
以上でございます。

P. 324

◎教育長(山根文男君) 再々質問にお答えいたします。
体育館は避難所になっているというようなことでありまして、安全・安心、この面からも体育館の耐震化というものには、本当に計画性を保ちながら着実、迅速に努めてまいらなきゃいけない、その際関係部局とも連携をとりながら進めてまいりたいと考えますので、どうかよろしく願いいたします。